

【被告人にも、矜持がある、誇りがある】

きょうじ

弁護士による執念の現場検証で 逆転無罪を「名古屋・強盗 勝ち取つた殺人未遂事件

「巻き込み冤罪」の恐怖

「強殺未遂は無罪 捜査の不手際を指摘」という大見出で名古屋高裁の判決結果が報じられたのは2005年3月24日のことだった(中日新聞)。強盗殺人未遂罪に問われた被告人はなぜ高裁で逆転無罪を勝ち取ることができたのか、そして、この事件の検査にはどんな不手際があったのか……。雑誌「季刊刑事弁護」の第3回最優秀新人賞にも選ばれた、「巻き込み冤罪」事件をレポートする。

「俺はやつてない……」

被告人の悔しさを受け止める

川口創(かわぐちはじめ)弁護士

が、初めて被告人のEと接見し

たのは、2004年6月のこと。
その数日前、名古屋弁護士会
(現・愛知弁護士会)の副会長から、
「ちょっと重たい控訴審の国選
が残ってるんだけど、川口君、

引き受けってくれない?」
と言われ、断れるはずもな
く受けたのがきっかけであ
った。

一審の名古屋地方裁判所刑
事第2部で、Eへの判決が下
されたのは、同年5月10日。

判決文の1項目には、「強盗致
傷、強盗、窃盗、恐喝、傷害、
強盗殺人未遂、銃砲刀剣類所
持等取締法違反被告事件」と、

複数の罪名がずらりと並び、
「主文」の冒頭には、徴役15年
と明記されている。
犯罪に縁のない一般市民か
ら見れば、まさに「同情の余
地なし」という印象を持たれ
ても仕方がないような犯罪歴
を持つ男だった。

拘置所の暗く小さな部屋を
仕切るガラスの向こうに被告

人Eの姿はあった。ところが、
その姿は意外にも、数々の犯
罪に手を染めてきたとは到底
思えない、気の弱そうな雰囲
気の男だ。1972年生まれ
の32歳(当時)。偶然にも川口
弁護士と同い年だった。

母子家庭で育ち、高校中退
後は建設業等で働いていたが、
いつしか暴力団の末端の世界
に身を置くようになつていつ
たという。

Eは、仕切られたガラスの
向こうでうつむきながら、苦
しげに口を開いた。

「二審の刑が重いとは思つてい
ません。他の強盗致傷などを考
えたら、15年くらい当然だと思
っています。でも、Aさんに対

する強盗殺人未遂だけは、本當
に俺はやつてないんです。それ
だけは信じて欲しいんです」

川口弁護士は、そう訴える
彼の目に、涙が浮かんでいる

のを見逃さなかつた。
「それを見たとき、彼は無罪だ
……、私は直感しました。
そして、彼の悔しい思いが痛
いほど伝わってきたのです。
もちろん、その時点ではまだ
記録を精査しておらず、確た
る証拠があるわけでもありま
せんでした。でも、私はEの
話をまったく疑うことができ
なかつたのです」

Eとの接見を終えた川口弁
護士は、早速、起訴状をはじ
めとする刑事記録をくまなく
精査し、検討を始めた。

その結果、二審判決による「E
が実行犯である」という認定の
根拠は、共犯者とされている暴
力団員CとDの供述が、ぴた
りと一致しているという一点
に尽きることがわかつたのだ。

しかし、E自身は起訴されて
以来、自分はこの強盗殺人未
遂事件

遂事件だけは一切関与してい
ない」と無罪を訴えてきた。E
の主張が事実なら、CとDの供
述は全くの作り話、つまり、典
型的な「巻き込み冤罪」という
ことになる。ひょっとすると、
共犯者のCとDはEに恨みで
もあり、お互いに口裏を合わせ
て、まったく関係のないEにこ
の事件の罪をなすりつけよう
としているのではないか……。

「いずれにせよ、どちらかが嘘
をついているのは明らかだ。
とにかく、現場に足を運んで、
彼らの供述の裏を取っていく
しかない」

その日から、川口弁護士の
執念の検証作業が始まった。
①被害者のA氏(43歳)は、名
古屋市内で中古車を販売する
会社の社長で、暴力団との繋
がりも噂されている。
その会社に従業員として勤
めていたB(37歳)は、A氏のも
とで1年ほど働いていたが、A
氏が所有していた産業廃棄物
関係の利権を独占しようとした
て、A氏を殺そうと決意した。
②しかし、自分で殺すことは
できないと考えたBは、200
2年11月半ばに、暴力団員の

①被害者のA氏(43歳)は、名
古屋市内で中古車を販売する
会社の社長で、暴力団との繋
がりも噂されている。
その会社に従業員として勤
めていたB(37歳)は、A氏のも
とで1年ほど働いていたが、A
氏が所有していた産業廃棄物
関係の利権を独占しようとした
て、A氏を殺そうと決意した。
②しかし、自分で殺すことは
できないと考えたBは、200
2年11月半ばに、暴力団員の

●事件の概要

弁護士による執念の現場検証で
逆転無罪を「名古屋・強盗
勝ち取つた殺人未遂事件

勝ち取つた

名古屋・強盗殺人未遂事件

弁護士による執念の現場検証で 勝ち取った無罪を

名古屋・強盗殺人未遂事件



現場となった駐車場

コンビニエンスストアの駐車場に車を2台駐車し、EとDは店内に立ち寄った。コンビニエンスストアを出た後、CとDは、Eとは別行動をとり、犯行予定地の近くに駐車した。(ただし、犯行予定地との間にはビルがあり、現認できない位置である。CとDは、Eがその後どこに車を止めたのかについては知らないという)。

(6)午前4時前、BがCの携帯電話に「今、A氏が事務所を出で」とのメールを送った。A氏の事務所から、自宅までは車で15分から20分程度。Cと一緒にオデッセイに乗っていたDがEの携帯電話に「Aが事務所を出たらしく」という電話を入れた。

(7)午前4時30分頃、A氏が駐車道を歩いていたところ、EがA

氏の背後から鉄パイプで殴りかかり、頭部を力一杯殴打した。A氏は前のめりに転倒をして、頭部挫傷の傷害(全治1ヶ月)を負った。EはA氏が持っていたバッグを奪つて逃走し、ビルの角を曲がつて待機をし、3人で逃走した。なおCは、オデッセイで待つていてる時に、A氏の「おい、待てこのやうう！」と叫ぶ声を聞いている。

(8)A氏は犯人の顔を確認できず、逃げていく犯人の後を追つたところ、Dは承諾し、一宮駅付近にまで到着。そこでDは、CとDはその場で逮捕さ

る姿から身長170cmくらいで30歳前後の男だったとしか分からなかつた。Eは当時32歳で、身長は170cmである。3人はオデッセイで名古屋市近郊の一宮市へ逃走した。Eの手にはA氏の血が付いていたため車内にあつたタオルで血を拭いた。そのとき車内では3人はほとんど会話をしなかつた。

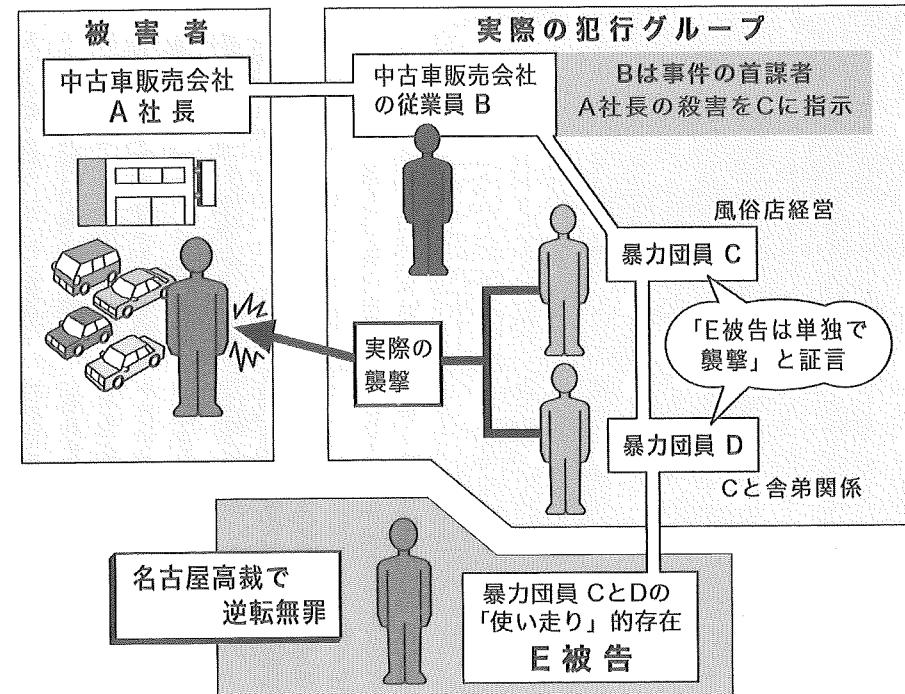
(9)一宮駅付近に午前5時頃到着し、A氏から奪つたバッグを開けたところ、現金285万円が入つていて、その金を3人で山分けすることとした。CはEが犯行を実行したことから、奪つた金の半分を渡し、残りの半分をCとDの2人で分けた。

またCは、犯行に使用したオデッセイをA氏に見られているかもしれないと思い、Eに譲渡することをDに提案したところ、Dは承諾し、一宮駅付近におびき寄せ、拳銃を渡した直後に警察に通報。CとDはその場で逮捕さ

てオデッセイをEに譲渡した。(10)帰る足がなくなつたCとDは、午前5時半頃、一宮駅ターミナル内で客待ちをしていたタクシーに乗つて名古屋市内にあるCのマンションに戻つた。⑪その夜、Eは当時交際していたとされる女性が勤めるキヤバクラに友人と2人で行き、一晩で8万円を使った。

(11)その夜、EはCとDの2人を「密告」することを決意。預かつた拳銃を渡すという名目で、CとDをM警察署前におびき寄せ、拳銃を渡した直後に警察に通報。CとDはその場で逮捕さ

事件の人間関係図



C(40歳)にA氏殺害の話を持ちかけたところ、Cも乗り気になつた。しかし、Cも自分が手を出すことは避けないと考え、自分の舍弟分であるD(34歳)に殺害の実行犯の確保を依頼した。そこでDは、CとDの「使い走り」的存在であるEに殺害の話を持ちかけることとし、Cも承諾をした。そして、Cは「女のために金が必要」と言つて、二つ返事で実行犯役を買って出た。なお、Eは、A氏とは面識はない。

11月10日、Eに話をもちかけたところ、「女のために金が必要」と言つて、二つ返事で実行犯役を買って出た。なお、Eは、A氏とは面識はない。

11月14日午後11時過ぎ、DはEに電話をし、犯行を決行することを伝えた。

夜中0時過ぎ、CとEは犯行予定場所の駅近くにある、A氏の自宅の駐車場で待ち合はせをして落ち合い、A氏がわせをして落ち合い、A氏がこの駐車場に戻ってきて、自宅まで歩いている間にEが襲撃をすることがわかった。

午前3時、CのマンションにDが自分の車(オデッセイ)で到着。すぐにCはDの車に乗り、Eと待ち合わせをしていたラーメン店に向かい、3時10分にEと合流。Eはこのとき別の車に乗つてきていた。

午前3時25分にラーメン店を出てすぐ、店のそばにあるコ

ミッションでA氏の駐車位置をCから教わって確認をした。

その後、2人は一旦別れ、Cは名古屋市の中心部にある自らの事務所に戻つた。

午前3時、CのマンションにDが自分の車(オデッセイ)で到着。すぐにCはDの車に乗り、Eと待ち合わせをしていたラーメン店に向かい、3時10分にEと合流。Eはこのとき別の車に乗つてきていた。

午前3時25分にラーメン店を出てすぐ、店のそばにあるコ

ミッションでA氏の駐車位置をCから教わって確認をした。

その後、2人は一旦別れ、Cは名古屋市の中心部にある自らの事務所に戻つた。

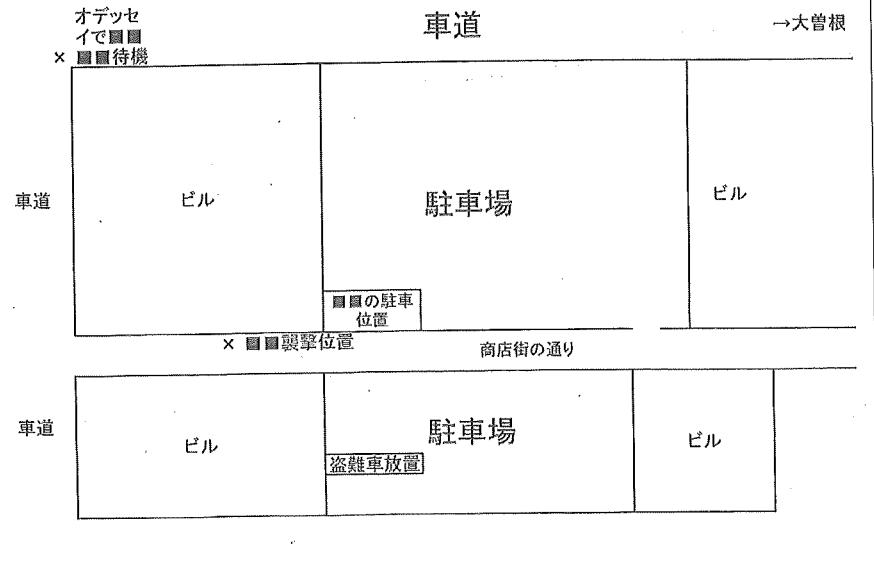
午前3時、CのマンションにDが自分の車(オデッセイ)で到着。すぐにCはDの車に乗り、Eと待ち合わせをしていたラーメン店に向かい、3時10分にEと合流。Eはこのとき別の車に乗つてきていた。

午前3時25分にラーメン店を出てすぐ、店のそばにあるコ

弁護士による執念の現場検証で 勝ち取った『名古屋・強盗殺人未遂事件』

逆転無罪を

『名古屋・強盗殺人未遂事件』



実際に川口弁護士が作成した現場見取図（実名は黒塗りとした）

Dの供述の矛盾を突くヒントを見つけて帰った。

「控訴趣意書には、自分で撮影した写真撮影報告書を添付し、『Eは真犯人ではない』ということを、現場見取図（上図）なども多用して丁寧に説明しました。とにかく、高裁の裁判官に無罪の心証を持つてもらい、公判で関係者の証人尋問をおこなわなければ前に進まないと思ったからです」

検察官が上の犯行を説明するために採用した証拠とは？

それにしても、恐ろしいことである。駐車場の壁の一点を取つても、警察や検察が共犯者の供述内容を聞くだけ聞いてまつたく検証していくなかつたことがよくわかる。罪名は「強盗殺人未遂」。しかも、被告人が終始一貫して否認し

Dの供述の矛盾を突くヒントを見つけて帰った。

川口弁護士は語る。

「いるにもかかわらず、だ。

日本裁判は、灰色で疑わしい場合、執行猶予でごまかすことが多いのですが、それは間違っていると思うんです。その人がやつたかやつてないかをしっかりと検証し、判断することが大事であって、疑わしいからやつたことにしようと安易な判断は、絶対にしてはいけません。今回担当した事件の場合も、被告人は他の犯罪を複数犯して、なおかつ共犯者が2人とも「Eが実行犯だ」と供述し、概ねその内容が一致していました。それで、捜査機関も裁判官も何の裏付けもとらず、「たぶんやつたんだろう」と考え、無理矢理「やつたこと」にしてしまった。これは絶対に許されないことです」

弁護士生命をかけた控訴趣意書

裁に控訴していたのだった。

実は、駐車場と商店街との間に高い壁があり、外から被害者の駐車位置を確認できる地点は、駐車場の狭い出入口ただ1点しか存在しないのだ。これでは供述通りの確認是不可能である。

れた。CとDはその後、M署で連日の取り調べを受ける。
⑯Eは逃走したが、2ヶ月後、A氏に対する「強盗殺人未遂事件」の実行犯として逮捕される。逮捕時、Eはホームレス状態で、Dから譲り受けたオデッセイ（バンクしており走行不能）を保管し、ねぐらにしていた。

と、ここまでが、検察が組み立てた本件犯行までとその後のストーリーだ。たしかに、この流れを見ていくと、一見Eが実行犯であることに疑いをはさむ余地はなさそうに思えてしまうが、Eは終始一貫してA氏に対する犯行を否認。「自分は一切何もやっていない」と主張し続けていた。

しかし、検察官は、CとDの詳細かつ齟齬のない供述をもとに、Eを強盗殺人未遂事件の

実行犯として起訴。2004年5月10日に下された一審判決には、その犯行事実が、次のように記されていた。

『被告人は、共犯者から依頼され、多額の報酬目当てに面識のない被害者を殺害することを企て犯行に及んだものであり、自己の利益のために人は命を奪うこともためらわない反社会的態度が認められる上、犯行は計画的で悪質であり、奪われた現金も多額である』

（名古屋地裁・裁判長／石山容示
裁判官／鈴木芳胤・村松教隆）

一方、Eは、その他の余罪はすべて認めながらも、A氏に対する強盗殺人未遂事件についてだけは「自分はまったく犯行に関与していない」として、無罪を主張。名古屋高

懲役15年の判決を言い渡した。

そこで、早速、犯行時間と同じ深夜に、現場へと足を運んでみることにした。

CとDの供述によると、被告人Eは、面識のない被害者Aの車の停止位置とナンバーで被害者を特定したことになつていて。しかし、実際に現場に行つてみると、調書に書かれている供述内容の状況

CとDの供述によると、被告人Eは、面識のない被害者Aの車の停止位置とナンバーで被害者を特定したことになつていて。しかし、実際に現場に行つてみると、調書に書かれている供述内容の状況

その後も川口弁護士は、疑問が生じるたびに現場に足を運んでは考え、そして、CとDの供述からEの行動を検証してきました

日本裁判は、灰色で疑わしい場合、執行猶予でごまかすことが多いのですが、それは間違っていると思うんです。その人がやつたかやつてないかをしっかりと検証し、判断することが大事であって、疑わしいからやつたことにようと安易な判断は、絶対にしてはいけません。今回担当した事件の場合も、被告人は他の犯罪を複数犯して、なおかつ共犯者が2人とも「Eが実行犯だ」と供述し、概ねその内容が一致していました。それで、捜査機関も裁判官も何の裏付けもとらず、「たぶんやつたんだろう」と考え、無理矢理「やつたこと」にしてしまった。これは絶対に許されないことです」

弁護士による執念の現場検証で

が一宮駅でEにオデッセイを譲渡した話はまったくの作り話であることがはつきりしたのだった。(ちなみにEは、別の機会にDから買ったと述べており、その点も別途Cの尋問で引き出すことに成功している)

いたのではないかとの問題意識を持ちながら、担当警察官とDとの距離や机の上のもの、手元に持っていたもの、取り調べ開始直後の会話、自白の経緯、その後の上申書作成のやり取りなどをたたみかけるように引き出していった。

が出されていない、あるいは捜査すらしていないこと自体が犯人性に結びつく証拠がないことの表れだと追及した。

たとえば、犯行前、DとEが携帯でやり取りしていたとしながら、DおよびEの携帯の履歴がとられていない点や、Eが現場付近に乗り捨てたとされる車の中の物品の検証が全くなされておらず、指紋採取もなされていないことなど

3.CとDの叙述内容 一致の不自然さを論

さらに、Dの担当警察官に
対する尋問では、取り調べ開始時間が午前10時40分頃、D

らかとなり、さらに「DかCの上申書を見たことは絶対にないとは断言できません」と

を追及した。

執念の調査と審問で 勝ち取った無罪判決

さらに、川口弁護士は警察官の尋問を通して、CとDによる「巻き込み」の恐れが高かつたことも追及した。(CとDは、拳銃の件で警察に逮捕させたEに対する恨みを持っていた)

可能性を指摘

と供述していた。しかし、犯行日のその時間帯に、名古屋方面に向かつたタクシーが1台もないとすれば、この話は嘘であることがはつきりする。

そこで川口弁護士は、調査のために一宮駅に足を運んだ。その結果、駅構内に入庫できるタクシー会社は2社のみであることことが判明。早速、犯行日の運行履歴を見せてもらえるよう依頼したところ、1社については、全タクシーの運行履歴上、その日に一宮駅から名古屋の大曾根まで行つたタクシーは1台もないことが判明した。

もう1社のタクシー会社の営業所に問い合わせたところ、保存記録の期限が過ぎており、すべて廃棄したとの返事だったので、川口弁護士は本社へと足を運んだ。そこで、営業部長から話を聞いてみると、

2002年11月15日未明 愛知県名古屋市	中古車販売会社のA社長が、自宅近くの駐車場で襲われる (全治1ヶ月の頭部挫傷・現金約285万円を奪われる)
2004年5月10日	E被告が逮捕される 名古屋地裁にて、強盗殺人未遂・強盗致傷のほか、余罪を併せて懲役15年の実刑判決
2004年6月	名古屋弁護士会(現・愛知県弁護士会)の依頼を受け、川口創弁護士が名古屋高裁での控訴審を担当
7月21日	被害者の事務所や現場などの確認
8月10日	「控訴趣意書」の作成
22日	現場の調査・暴力団員Cの自宅確認
26日	「控訴首位補充書1」の作成・現場と周囲の走行実験など
27日	関連会社の調査
9月3日	「控訴首位補充書2」の作成
名古屋高裁での公判開始	
9月8日	第1回………進行協議
10月6日	第2回………被害者Aの尋問・担当警察官Fの尋問
15日	第3回………暴力団員Dの尋問
11月5日	第4回……… // Dの尋問
15日	第5回……… // CとDの尋問
24日	第6回……… // Cの尋問
12月2日	タクシー会社2社へ調査
3日	タクシー会社へ調査
6日	第7回……… // Cの尋問
15日	第8回………担当警察官Gの尋問
22日	第9回………被告Eの尋問
2005年2月9日	第10回………弁論
2005年3月23日 E被告の犯人剝を正面から否定し、逆転無罪判決	

という判決を言い渡した。

川口弁護士は、そのときのことをはつきり覚えていると

いう。

「裁判官の言葉を聞いた瞬間、Eは驚きと感銘で身体を震わせていました。私も必死で涙をこらえました。まさに地を這うような10ヶ月間でした。

もつとも、他の強盗致傷等は

すべて有罪なので、懲役は15年から10年に下がったにとどまるのですが、判決は、本件が

「巻き込み」の危険が高いこと

を前提に、厳密に事実を検証

して無罪としたもので、とても説得力のある、見識の高い

判決だったと思います。本当に、裁判官にも恵まれました

この事件の場合はまさに、弁護士の地べたを這うような

「捜査活動」と、ち密な証人尋問で勝負が決まったと言つても過言ではないだろう。机上で

はなく、現場に出向き、自分の足で稼いだ情報や新たな物証があつたからこそ、尋間に圧倒的な迫力が出たに違いない。

逆に、警察や検察が捜査の一環で『捜査活動』を怠つていつたという事実を考えると、本当に背筋が寒くなる。これまでいつたいどれほどの冤罪が、生まれてきたことだろうか。

以上の通り、本件においては、被告人自身の弁解が著しく変遷しており、信用性に乏しいことからすると、共犯供述であるC、Dの供述はそれなりに信用性が認められないわけではないが、その信用性を十分裏付けるに足りるだけの証拠はなく、裏付け証拠の収集がないままに経過している上、被告人を犯人とするDの供述を得るに際し、上記のとおり取り調べに慎重さを欠いた点も認められるので、CおよびDの供述の信用性にはやはり疑問があると言わざるを得ない。そうすると、本件においては、C、Dの共犯供述を持つとしても、合理的疑

いを超えるに足りるだけの証明がなされたと評価することはできず、他に被告人を本件の実行犯と認めるに足りる証拠もない。以上と異なり、被告人を本件の犯人と認定している原判決は、事実を誤認しているものであり、その誤認が判決に影響を及ぼすことは明らかである。論旨は理由がある。

そうすると、原判示第2については有罪の認定をするに足りる証拠がなく、また同事実とその夜の各事実とは刑法45条前段の併合罪として、1個の刑により処断されているから、原判決は、結局、その全部につき破棄を免れない。

名古屋高等裁判所刑事第一部裁判長裁判官 小出 鉢一

伊藤 納

岩井 隆義

以下は、高裁判決文の抜粋である。

『解説』

は、被告人自身の弁解が著しく変遷しており、信用性に乏しいことからすると、共犯供述であるC、Dの供述はそれなりに信用性が認められないわけではないが、その信用性を十分裏付けるに足りるだけの証拠はなく、裏付け証拠の収集がないままに経過している上、被告人を犯人とするDの供述を得るに際し、上記のとおり取り調べに慎重さを欠いた点も認められるので、CおよびDの供述の信用性にはやはり疑問があると言わざるを得ない。そうすると、本件においては、C、Dの共犯供述を持つとしても、合理的疑

強姦未遂は無罪

朝日新聞 (2005.3.24) の記事

機告人となる人にも矜持がある、誇りがある

川口弁護士は語る。

「ここへ来て、大阪地検特捜部の証拠ねつ造事件など、検察が犯罪を作つてしまふという信じられないような事案が表沙汰になりました。でも、はつきりいつて本件も、警察や検察が取り調べの過程の中で供述を合わせ、実際には起こっていない犯罪を作つていくと過去にも数えきれないくらい起こつていてことでしょう。検察は被告人を有罪にするために書面を書き、有罪にするために不利な証拠は出しません。証拠もすべて開示されるわけではありません。ですか

ら、刑事案件の記録を読んだ時点では、誰もが有罪だと思

「その手紙を読んだとき、ああ

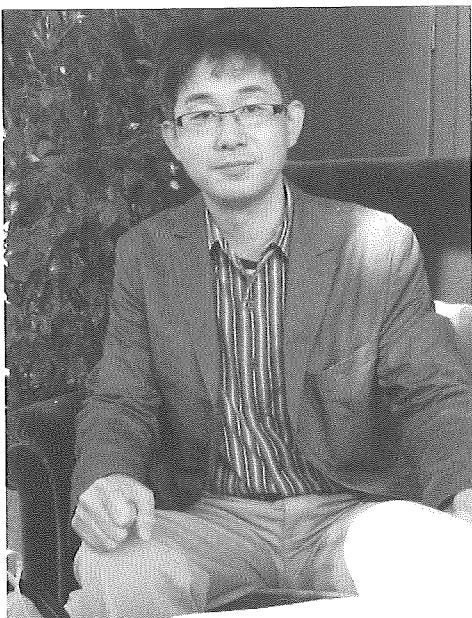
頑張って取り組んでよかったです。

弁護士冥利に尽くるという言葉はこういうときに使うのか

などと思いました。その後、私

『自分の話を真剣に聞いてくれた人は、川口先生が初めてでした。もし再度有罪になつた。もし再度有罪になつた。私は死して無罪を晴らそうと思っていましたが、やはり真実はひとつでした。本当にありがとうございました』

川口弁護士は語る。



地道な捜査で逆転無罪を勝ち取った川口創弁護士

は獄中のEさんの代理人として、手弁当で国家賠償訴訟を起こし、警察や検察の不適切な捜査の実態を指摘し、闘い

ました。残念ながらその訴えは受け入れられませんでした。しかし、冤罪はその人の人生と矜持、つまり自信と誇りを奪うことになるのだというこ

とを、私はあらためてEさんから学ぶことができたよう

気がしています

この事件の弁護活動は高く評価され、川口弁護士は「季刊刑事弁護」の最優秀新人賞を受賞。記事のタイトルには『刑事弁護は人の矜持を守る仕事』と記されていた。

今も年に一度は刑務所内

Eに面会に行き、彼との交流は続いているという。